

インフルエンザの登園基準について

2012年4月に学校保健安全法施行規則の一部が改正されたことに伴い、インフルエンザ出席停止期間が

「発症した後5日を経過し、かつ、乳幼児は解熱後3日を経過するまで。」

となりました。登園はこの2つの基準を満たしてから可能となります。園内感染拡大予防の為、ご協力よろしくお願いたします。

〈注意点〉

☆「発症した後5日を経過し、かつ、乳幼児は解熱後3日を経過するまで。」とは、最低発症した後5日を経過するまでということです。〈例1〉

それに加えて熱が下がった日に応じて登園可能日が延長していくことがあります。

〈例3・4〉

☆解熱日（早朝でも）は「解熱後0日」と数え、翌日を「解熱した後1日目」その翌日を「解熱した後2日目」とします。

☆発症日（当日0日）は、病院に受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38℃位の発熱等）が始まった日とします。受診時に医師に発症日の相談・確認をお願いします。

○インフルエンザ登園基準早見表○

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目	登園可能		
		出席停止期間								
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能		
		出席停止期間								
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能	
		出席停止期間								
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園可能
		出席停止期間								

その後は発熱した日によって登園可能日が順次延長されていきます。➡